

第1節 防災コミュニティづくり

自治協力団体・自主防災組織や事業者等の防災体制を強化するとともに、市民、事業者、ボランティアや NPO、他市町村等との相互連携に努める。また、防災教育や訓練等を通じた人づくり、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の整備など、市民共助による防災コミュニティづくりを推進する。

第1 災害に強い地域社会づくり

1 各団体との連携強化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------|--|---|
| 連携体制の強化 | 自治協力団体・自主防災組織・民生委員・児童委員・PTA・事業者・ボランティア・市（各総合支所）等が連携し、災害時要援護者安否確認、救出・救護、避難場所開設及び運営等の活動ができる体制を構築する。 | 危機管理防災課 ・各総合支所 ・市民協働推進課 ・地域福祉課 |
| 自主防災組織の活性化 | 積極的な指導・助言により、自主防災組織の組織化を推進するとともに、資機（器）材整備等支援を充実し結成率の向上を図る。 | 危機管理防災課 ・市民協働推進課 |
| | 自主防災組織マニュアルづくりについて指導・助言するとともに、災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル等に基づく自主防災組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び緊急時の防災行動力の向上に結び付ける。 | 危機管理防災課 ・各地域振興課 |
| | 応急救護訓練や図上型訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催並びに各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化を図る。 | 危機管理防災課 ・加須消防署 |

2 事業所における災害対応の強化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------------|--|-----------------|
| 自衛消防隊の活動能力の充実・強化 | ホテル・旅館、大規模小売店等や多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、講習・訓練指導を推進する。 | 加須消防署 ・関係課 |
| | 防火管理者の選任を要する事業所については、消防計画に基づく自衛消防隊の編成及び訓練の実施等が消防法等に規定されていることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 | |
| 事業所防災計画の作成指導 | 都市ガス、LP ガス、電気、鉄道及び通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者については、震災に備えて、事前計画、活動計画、施設再開までの復旧計画等の事項について定める事業所防災計画の作成について指導する。 | |
| 事業所事業継続計画作成支援 | がれき除去、道路啓開体制等の強化を図るため、市内建設事業者の事業継続計画（BCP）作成を支援（専門家の派遣、指導者の育成等）するとともに、事業所としての信頼性や社会的評価の一層の向上に繋げるための災害時事業継続力認定制度を促進する。 | 危機管理防災課 ・道路課 |

※事業継続計画（BCP）とは、事業所等が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態時の事業継続の方法、手段を定めた計画をいう。

3 行政・事業者・市民等の連携

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-------------------------|--|--|
| 市町村間相互 応援協定の締結 | 震災について適切な応急対策を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対して応援を求める場合に備え、自治体間の相互支援体制の強化を図るための相互応援協定を締結する。 | 危機管理防災課 ・政策調整課 |
| 相互に連携した まちづくり | 従来において、行政、事業者、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成する。 ① 市、事業者、自治協力団体等が参画する運営組織（協議会等）において、地域との相互支援を協議する場の設置 ② 震災に強いまちづくりをテーマとした講演会や研修会等々の開催 | 危機管理防災課 |
| 地域における 防災連携体制 の整備 | 自主防災組織と要配慮（災害時要援護）者利用施設間での協定締結の働きかけなど、相互に連携協力できる体制の整備に努める。 | 危機管理防災課 ・子育て支援課 ・こども保育課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課 ・健康医療推進課 ・学校教育課 ・各市民福祉健康課 |

4 防災関係機関等との連携強化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------|--|-------------------|
| 連携体制の強化 | 関係機関等との応援体制のネットワーク化とともに、新たに震災で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、物資、人員、避難場所、情報等の災害活動体制を強化・充実していく。 また、ライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者等を市防災体制に組み込み、円滑な応急対策に向けて、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心とした連携組織を設置する。 | 危機管理防災課 ・産業振興課 |
| 協定等の締結促進 | 震災時に必要となる資機（器）材・輸送手段、避難場所の確保やライフライン復旧等防災対策の強化を図るため、関係機関・団体・事業者等との協力体制について協定の締結を推進する。 | |
| 協定等の運用の準備 | 市の各部・課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、協力方法及び責任区分等を明確化し協定等に基づく協力が得られる準備する。 | |

第2 ボランティア等の活用

1 ボランティア・NPO等との連携

| 施策 | 内容 | 担当 |
|--------------|---|-------------------------------|
| 受入れ・連携体制等の整備 | 市と市社会福祉協議会が連携を図り、ボランティア団体等の公共的団体間のネットワークを形成する。 | 社会福祉協議会 ・市民協働推進課 ・地域福祉課 |
| | ボランティア活動の支援組織として、災害ボランティアセンターを設置し、一般のボランティア、防災ボランティア、NPO等への対応を推進する。 ① ボランティア団体のネットワークづくりを推進する。 ② 情報収集・提供、コーディネーター等の人材育成、場所の提供等を行う。 ③ ボランティア活動等の推進・支援を行う。 | |
| | 県社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。 | |
| 活動支援体制の整備 | 災害ボランティアセンターについては、震災時における関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを推進する。また、必要な資機（器）材の整備、ボランティア保険の加入など、活動しやすい条件整備を推進する。 | |

2 ボランティアとの連携

| 施策 | 内容 | 担当 |
|--------------|--|---------------------|
| 登録ボランティアとの連携 | 応急手当、救援物資の搬送・配布、廃棄物処理、避難場所清掃、お年寄りなどの介助、通訳等の災害時におけるボランティアの円滑な活動を支援する。 | 危機管理防災課 ・社会福祉協議会 |
| | 赤十字ボランティアについては、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。 | 日赤埼玉県支部 |
| 元市職員との連携 | 災害復旧期の行政事務の増大化に対応するため、元市職員を対象とした災害時事務支援ボランティア制度を創設する。 | 職員課 |

3 ボランティアの人材育成

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------|--|---------|
| 人材育成 | 県、日赤埼玉県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。 | 社会福祉協議会 |
| | 様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアの社会的意識等についての啓発を行うとともに、避難場所における地域からのボランティア受入れ、被災地へのボランティア派遣等を通じて育成に努める。 | |

第3 市民の防災教育及び防災訓練の充実

1 防災意識の啓発

| 施策 | 内容 | 担当 |
|--|---|----------------------------|
| 防災広報の充実 | 地震ハザードマップや防災アプリの活用、ホームページ、広報紙等に防災に関する情報を掲載することにより、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。 | 危機管理防災課 ・シティブロモーション課 |
| 防災教育の充実 | 自治協力団体、自主防災組織、事業者等を対象として、講演会・座談会・講習会等を開催し、防災に係る意識の啓発、知識の普及を図る。 | 危機管理防災課 ・市民協働推進課 |
| | 事業所における応急手当の指導者を養成するとともに、応急救護知識及び技術の普及により、自主救護能力の向上を図る。 | 加須消防署 |
| | 各学校の防災教育計画に基づき、加須市防災ノート等における防災に関する学習等や避難訓練等を実施し、防災知識を高めるとともに、防災意識の高揚を図る。 | 学校教育課 |
| | 中学生防災ボランティアリーダー研修会を実施する。 | |
| | 教育委員会や各学校等との連携により、児童・生徒等を対象とした防火ポスターの募集、加須消防署の見学、応急救命講習等を実施する。 | 危機管理防災課 ・加須消防署 ・関係機関 |
| 児童・生徒等の学年に応じた防災ボランティア活動について、普及啓発を推進する。 | 社会福祉協議会 | |
| 市民の行動 | <p>「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、平常時から次の点を実行するよう啓発する。</p> <p>① 事前に必要な装備の準備、家族との連絡手段、避難先、避難推奨経路の事前確認に関すること。</p> <p>② 震災時の行動は、状況を確認して時間に余裕のある避難計画を検討しておくなど、落ち着いて早めの適切な行動を実施すること。</p> <p>③ 市で用意する避難場所には限りがあることから、できるだけ、自ら親類やホテル等の避難先を確保する自主避難を実施すること。</p> <p>特に、感染症が蔓延している時期においては、避難場所の感染防止対策として、受け入れ可能な人数を制限することもあるので、自主避難を積極的に実施すること。</p> <p>④ 市で用意する避難場所への避難にあたっては、日常生活品や感染対策用品を可能な限り持参し、家族等の単位で、車の場合は乗り合わせでの避難を実施すること。</p> | 危機管理防災課 ・各地域振興課 |

2 防災訓練の充実

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|-----------------------------|
| 市総合防災訓練 | 各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある訓練を実施する。また、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立する。 | 危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関 |
| 地区防災訓練 | 地域住民が実践的、体験的な消火訓練、救護訓練、避難訓練等を市内各地区の輪番で実施し、各地区の防災対応能力の向上を図る。 | 危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関 |
| 自主防災組織等の訓練 | 自治協力団体や自主防災組織を単位とした防災訓練については、加須消防署・消防団等の協力のもと、それぞれの実態に応じて実施する。市は、必要に応じて人的、資金的支援及び資機（器）材の貸出等を行い、防災訓練に協力する。 | |
| 県総合防災訓練への参加 | 大規模震災を想定し、県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となって、県が実施する訓練に参加する。 | 危機管理防災課 ・関係機関 |
| その他の防災関係機関の訓練 | 市は、消火・救出・救助・応急救護訓練、避難訓練、非常通信訓練、高圧ガス防災訓練、ライフライン復旧訓練など、防災関係機関・団体等の訓練に参加する。 | |

第4 災害時要援護者等の安全確保

1 地域の安全体制等の確保

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|--|
| 地域における安全体制の確保 | 在宅災害時要援護者名簿作成するため、市の関係部局が保有している要介護・要支援認定者や各障害者手帳所持者等の情報を集約する。市で把握していない情報に関しては、県に情報提供を求める。 変更の届出及び転出等による異動が確認された場合は名簿から削除する等、名簿情報を最新の状態に保つ。 | 地域福祉課 ・危機管理防災課 ・こども保育課 ・生活福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課 |
| | 平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことに同意を得たものについて、避難支援関係者へ事前の名簿情報の提供を行う。 震災が発生した場合は、本人の同意の有無に関わらず、避難支援関係者に名簿情報を提供する。 名簿の提供については、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、担当する地域の避難支援関係者に限り提供し、慎重な取扱に心がけ、必要以上に複製しないよう指導する。 | |
| | 震災時の避難支援等において実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、個別計画の充実を図る。 ※個別計画とは加須市災害時要援護者支援制度実施要綱第5条により作成する「災害時要援護者避難支援プラン（名簿兼個別計画）」を示す。 | |
| 社会福祉施設等の安全対策 | 入所者の安全を確保するための施設管理や避難訓練等の実施及び避難経路や通路確保の対策を推進する。 | 危機管理防災課 ・障がい者福祉 |

| | | |
|---------------------|--|--------------------------|
| 社会福祉施設等の安全対策 | 施設自衛消防隊等による防災行動力の向上や事業者、自治協力団体等との協力体制の構築を図るため、施設相互間における災害時応援協定の締結を促進する。 | 課 ・高齢介護課 ・各市民福祉健康課 |
| | 市の防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などの訓練等の実施に努める。また、訓練実施を市に報告する。 | |
| | 震災時における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、これらの施設等における「非常災害対策計画」作成等の支援とともに、避難体制の構築に向けた移送手段の提供などの必要な協力を行う。 | |
| 災害時における医療・福祉サービスの確保 | 透析患者や在宅難病患者等への対応として、県と協力して医療体制の強化に努める。 | 健康医療推進課 |
| | 在宅療養者等の健康維持をはじめとした各種対応を行うため、避難場所・仮設住宅等への巡回健康相談やメンタルヘルスケアの体制整備を図る。 | いきいき健康長寿課 |
| | 災害時要援護者の避難生活を支援するための福祉避難スペースや福祉機器を確保するため、必要な資機（器）材や調達先等について整備・充実を図る。 | 地域福祉課 |
| | 居宅、避難場所等で生活が困難な災害時要援護者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力により社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施するため、事前に市内の社会福祉法人等と協定締結を推進する。 | |
| 外国人の安全対策 | 外国人の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多言語版の防災パンフレットを作成する。 | 市民課 ・総務課 |
| | 避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくりや避難場所等の掲示板への多言語表記を推進する。 | |

2 帰宅困難者等準備対策

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------|---|-------------------|
| 事業者等への要請 | <p>帰宅困難となった従業員や顧客等に対する適切な対応が行えるよう、事業者等に次の事項を要請する。</p> <p>① 施設の安全対策 ② 震災時の対応マニュアル作成 ③ 飲料水や食料等の備蓄及び調達先の確保 ④ 情報入手手段、仮泊場所等の確保</p> | 危機管理防災課 ・産業振興課 |

3 防災の情報提供の強化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-------------|--|-------------------------|
| 緊急時の情報提供の強化 | <p>市民及び市内へ滞在する人への携帯電話を活用した情報提供として、かぞホッとメールに加え、ホームページ、SNS、防災アプリやエリアメール等を利用し、情報提供の強化を図る。</p> <p>また、防災行政無線の通信体制の整備を行い、自動音声応答サービスの利用はもとより、屋外子局と防災ラジオによる同時放送等、難聴地域等の対策も含めた円滑な情報伝達を実施する。</p> | シティプロモーション課 ・危機管理防災課 |

第2節 震災に強いまちづくり

安全な市街地の整備やオープンスペースの確保、道路・幹線用排水路整備等により都市防災上の骨格の形成を目指すとともに、防災活動拠点※等の公共建築物の、施設・設備等の耐震化や危険物の流出防止等対策を一層推進する。

また、地震による街路樹の倒木防止や看板等落下防止等の対策を指導するなど、震災に強いまちの構造づくりに努める。

※ 資料第8 防災活動拠点一覧

第1 防災のまちづくり

1 まちの防災力の強化推進

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------------|--|------------------------|
| 防災まちづくりの推進 | オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）の延焼遮断機能を活かす防災生活圏の形成を目指す。 | まちづくり課 ・関係課 |
| 安全な市街地整備 | 土地区画整理事業等による面的な市街地整備をはじめ、生活道路の拡幅整備など、防災のまちづくりを推進する。 | まちづくり課 ・道路課 ・治水課 |
| | 地区計画制度の活用等誘導的手法により、無秩序な開発行為の防止、道路幅員や公共空地、消防水利の確保等に努める。 | まちづくり課 ・建築課 |
| | 地盤の液状化の可能性が高い地域での市街地拡大を抑制する観点から、地震ハザードマップの周知に努める。 | 危機管理防災課 |
| 救助・救出活動困難地域の解消 | 救助・救出活動路を確保するため袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘道路の拡幅等を推進する。 | まちづくり課 ・道路課 |
| | 救助・救出活動の阻害要因を把握し、活動が困難な地域の解消に努め、防災のまちづくりを推進する。 | まちづくり課 ・加須消防署 |

2 防災空間の確保

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------------|---|----------------------------|
| 公園の整備 | 都市公園の新設、既存公園の拡充・再整備に努めるとともに、公園内の水道施設の確保、照明施設の設置、大型車両出入のための入り口の整備を推進し、防災効果の高い公園の整備に努める。 | まちづくり課 |
| 緑地・農地の保全 | 市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、長期・安定的な営農に向けた振興施策を展開する。 | 農業振興課 ・まちづくり課 ・農業委員会 |
| | 市街地周辺の防災機能を有する農地等について、緊急退避場所としての活用を推進する。 | |
| オープンスペースの把握と活用 | 避難場所、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、低利用地等のオープンスペースについて実態調査を実施するとともに、使用計画を策定する。 | 危機管理防災課 |

第2 建築物・構造物等の安全化

1 建築物等の安全化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|--------|
| 防火地域等の指定 | 建築物の密集した火災の危険性の高い市街地については、防火地域・準防火地域の指定等を含めて検討する。 | まちづくり課 |
| 耐震改修促進計画の推進 | 耐震改修促進計画に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修を推進する。 | 建築課 |
| 公共建築物の耐震化・不燃化 | 新築、増築及び耐震改修においては、国、県の基準に準じて耐震の安全性を確保する。また、耐震補強を行うに当たっては、新しい補強技術の採用も検討するとともに、非構造部材等の耐震化及び不燃化を促進する。 | 施設所管課 |
| 民間建築物の耐震化・不燃化 | 国・県と協力し、耐震診断、耐震改修の普及に努めるとともに、非構造部材等の耐震化及び不燃化を促進する。 | 建築課 |
| エレベーターの安全化 | エレベーターの安全化対策として、庁舎をはじめ、福祉施設、大規模集客施設等について、閉じ込め防止装置の設置などの震災対策を推進するとともに、救出作業を行う体制の構築を保守会社に働きかける。 | 施設所管課 |

2 落下物・家具等の転倒防止や被害防止

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------------|---|-----------------------------|
| 窓ガラス等落下物の安全化 | 建築物の窓ガラス、外壁タイル、看板、及び天井材等の落下による被害を防止するため、落下防止対策の普及・啓発を促進する。 | 建築課 |
| 屋外広告物に対する規制 | 道路法、県屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の設置に関する指導等を行うとともに、適切な維持管理を指導する。 | 建築課 ・道路課 |
| 自動販売機の転倒防止 | 自動販売機の設置に当たり、日本工業規格「自動販売機の据置基準」等に基づく必要な措置を講じるとともに、はみ出し自動販売機の指導に当たる。 | 道路課 |
| 家具類の転倒防止対策 | 災害時要援護者世帯等を対象とした家具等の固定を行う支援制度を検討する。 | 地域福祉課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課 |
| | 市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況を調査し、家具類転倒・落下防止対策を推進する。 | 施設所管課 |
| | 家庭や事業所に対し、家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果等の普及・啓発を図る。 | 危機管理防災課 ・加須消防署 |
| 文化財や貴重物品（資料）の被害防止対策 | 震災や水害から文化財や貴重物品（資料）等を保護するため、平時から火災からの延焼防止や地震等からの転倒・落下防止、危険な場所からの速やかな退避等の被害防止への対策を講じる。 | 生涯学習課 ・図書館課 |

3 ブロック塀等の崩壊防止

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------|--|-----|
| ブロック塀等の安全化 | 県と連携し、緊急輸送道路や避難路に面するブロック塀の安全対策を推進する。また、建築確認の機会を利用して危険性の高いブロック塀の改修等を促進する。 | 建築課 |

4 道路・交通施設等の安全化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------|--|---------------------------|
| 道路・橋梁の安全化 | 震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう橋梁の調査、架替、補修等の整備を推進する。なお、道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術規準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成14年3月）に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように安全性を強化する対策を実施する。 | 道路課 |
| 街路樹等の安全化 | 強風による街路樹や公園等の高木の倒れ、幹折れ、傾斜のほか、電線の切断や塀等の破損を防止するため、剪定や伐採などを適宜実施する。 | まちづくり課 ・道路課 ・各農政建設課 |
| 鉄道施設の安全化 | 震災による列車事故を防止するため、橋梁や法面、土留の維持補修及び改良強化を促進し、人命の安全と輸送の確保を図る。 | 各鉄道事業者 |

5 ライフライン施設の安全化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------|---|----------------------------|
| 水道施設の安全化 | 浄水場施設の調査を実施し必要な耐震対策を図る。 | 水道課 |
| | 配水施設の主要な管路となる橋梁添架管については、流下物の衝突による破損を防ぐため、必要に応じて適切な防護を行う。 | |
| 下水道等施設の安全化 | 処理場、ポンプ場等の調査を実施し必要な耐震対策を図る。 | 下水道課 ・治水課 ・各農政建設課 |
| | 被害箇所の的確な把握のため、管渠の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を把握する。 | |
| 電気施設の安全化 | 地震や強風を原因とした停電時（電線の切断等）における電気供給信頼度の向上を図るため、早期停電の解消を目的として、系統の切替等による連携の強化に努める。 | 東京電力 ・管理契約課 |
| ガス供給設備の安全化 | 重要度及び災害危険度の大きい設備については、耐震性を高く設計するとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。 | 都市ガス会社 ・道路課、 ・各農政建設課 |
| | 保安電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。 | |
| | 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等の採用による耐震性の向上を図る。 | |

| | | |
|----------|--|---------------|
| | 地区ガバナー（整圧器）において、ガスの圧力・流量を常時モニタリングするとともに、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。 | |
| 通信施設の安全化 | 主要な伝送路を多ルート構成・ループ構成とするとともに、主要な中継交換機を分散設置する。 | NTT ・管理契約課 |
| | 通信ケーブルの安全対策として、主要電気通信設備の予備電源を設置する。 | |
| | 重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 | |

第3 災害対応力の強化

1 安全対策の推進

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 火気使用設備等の安全化 | 地震時の火気使用設備・器具からの出火を防止するため、火気使用設備等の固定、点検・整備、その他各種の安全対策を推進する。 | 各事業所 |
| 石油等危険物施設の安全化 | 危険物施設に対して、①耐震性強化の指導 ②自主防災体制の整備 ③防災資機（器）材の整備促進 ④立入検査の強化等による安全性の向上 ⑤出火防止・流出防止対策を推進する。 | 加須消防署 |
| LP ガス消費施設の安全化 | 安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、強風に伴う容器の転倒防止や配管の被害最小化など、LP ガス施設の安全対策の指導に努める。 | LP ガス会社 ・管理契約課 ・観光振興課 |
| 化学薬品の安全化 | 化学薬品を取り扱う学校、病院、事業所等に対し、保管の適正化等を図るため、次の指導事項により安全対策を推進する。 ① 化学薬品容器・収納棚の転倒落下防止措置 ② 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ③ 初期消火資機（器）材の整備 | |
| その他出火防止のための査察指導 | 事前に人命への影響が大きい商業施設、病院、特別養護老人ホーム、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。 ① 火気使用設備・器具等の固定 ② 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置 ③ 震災時における従業員の対応要領等 | 加須消防署 |
| | 一般住宅及びその他の事業所等については、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。 | |
| | 給油取扱（営業）所、一般取扱所等の予防規程を定める危険物施設の適正な貯蔵の取り扱いや出火危険排除のための安全対策について指導する。 | |

| | | |
|----------------|---|---------------------------|
| <p>市民指導の強化</p> | <p>各家庭における出火防止等の徹底を図るため、次の事項を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の設置及び普及 ② 消火器の設置や風呂水の汲み置き、バケツの備え等消火準備の徹底 ③ 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器など、出火を防ぐための安全な機器の普及 ④ 家具類・家電製品等の転倒、落下防止 ⑤ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ⑥ カーテン等の防災製品の普及 ⑦ 灯油等の危険物安全管理の徹底 ⑧ 出火防止に関する知識や地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加 ⑨ 家屋や工作物、看板、アンテナ等を固定するなど、地震による落下の防止対策を指導 | <p>危機管理防災課 ・加須消防署</p> |
|----------------|---|---------------------------|

2 高圧ガス・有毒物質等の安全化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------------------|--|---------------------|
| <p>毒物・劇物の取扱施設の安全化</p> | <p>毒物及び劇物取締法に基づく監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の流出・拡散防止、マニュアル整備等を指導する。</p> | <p>県 ・加須消防署</p> |
| <p>危険物等の輸送の安全化</p> | <p>危険物積載車両について、関係機関との連携により路上取締を実施するとともに、常置場所の立入検査を行い、構造設備の保安・管理の徹底等を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。</p> | |

3 駅、高層建築物、文化財施設等の安全対策

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------------|--|------------------------------|
| <p>高層建築物の安全化</p> | <p>建築基準法等に基づく審査及び指導を行うとともに、火災予防対策の強化をはじめ、避難誘導、救出・救護活動等の適正化を図るため、高層建築物の震災に対する安全化対策を指導する。</p> | <p>県 ・警察署 ・加須消防署</p> |
| <p>高層建築物の救急救助活動</p> | <p>高層建築物等に関する救急救助活動については、自衛体制の整備について徹底した指導を行うとともに、強化に努める。</p> | <p>加須消防署</p> |
| <p>駅等の混乱防止策</p> | <p>災害時に駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。</p> | <p>危機管理防災課 ・東武鉄道(株)</p> |
| <p>文化財施設の安全対策</p> | <p>文化財施設に対して、定期的に重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目についての確認及び検証を行うよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財周辺の整備・点検状況 ② 防災体制の整備状況 ③ 防災知識の啓発状況 ④ 防災設備の整備・点検状況 ⑤ 地域との緊急時の協力・連携体制の整備状況 | <p>生涯学習課 ・加須消防署</p> |

第3節 災害への適切な対応

市・県及び防災関係機関は、平常時からの活動組織体制や活動手順等の明確化、相互連携に努めるとともに、装備・防災資機（器）材の調達・備蓄や防災活動拠点を整備・充実し、震災への適切な対応が円滑に実施できるよう備える。

第1 活動組織体制の強化

1 職員動員体制等の充実

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|--|----------------------------|
| 職員の配備基準 | 状況に応じた適切な防災活動が行えるよう、災害対策組織・配備基準等の見直しを適宜実施する。 | 危機管理防災課 ・職員課 |
| 連絡体制の整備 | 各所属長は、各配備体制において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め周知徹底する。 | 危機管理防災課 ・職員課 |
| 勤務時間外における動員体制 | 小学校を中心とした震災時避難場所において、初動活動に従事する「災害地区支援班」を、予め編成し、初期の活動体制に必要な人員の確保に努める。 | 子育て支援課 ・危機管理防災課 ・職員課 |
| | 災害対策本部の所属職員等に対し、災害時に一般の携帯電話が繋がりにくくなることから、災害時優先（携帯）電話を配布しておくとともに、本庁舎、総合支所及び震災時避難場所との連絡に支障を来さないよう、携帯型防災行政無線（移動系）等を配備・活用する。 | 危機管理防災課 |
| | 市職員への情報伝達の迅速化を図るため、職員緊急招集メールを活用する。 | |

2 マニュアル等の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------|--|----------------|
| マニュアル類の整備 | 地域防災計画、業務継続計画（BCP）に基づき、災害時職員初動マニュアルや在宅災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。 | 危機管理防災課 ・全課 |
| マニュアルの修正 | 各種マニュアルに随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。 | |
| 業務継続計画の実施 | 市政の業務継続計画（BCP）に基づき、市役所等が被災し、通常業務の執行が困難となった場合においても、継続すべき重要な行政サービスについては、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務を短期間で提供する体制を早期に構築する。 | |
| 防災データの逐次把握 | 各課は、地域防災計画に記載する各種データ等を逐次更新し、危機管理防災課は年度ごとに資料編を改定する。 | |

3 職員の防災訓練

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------|---|---------|
| 防災訓練等 | 本計画に基づき、参集訓練、情報連絡訓練、消火訓練、給水訓練や図上訓練などの防災訓練等を実施し、災害時の迅速で適切な対応に備える。 | 危機管理防災課 |
| 避難場所開設訓練 | 震災時避難場所の開設を担当する職員は、平常時から各施設の鍵（門、建物）や備蓄品・常備品の保管場所を確認するとともにその点検を行い、事前の開設訓練・使用訓練を実施する。 | |

第2 防災活動拠点の整備

1 避難場所等の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--|---|
| 避難場所の指定及び整備 | <p>次の設置基準に基づき避難場所や指定緊急避難場所を指定する。</p> <p>① 震災に应じ、二次災害のおそれがなく、避難経路が安全と考えられる場所とする。</p> <p>② 震災時避難場所及び震災時補助避難場所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物（学校、体育館）とする。</p> <p>③ 避難場所は、地域住民の日常生活圏域内で、民間施設を含む安全な建物とする。</p> <p>避難場所として指定した建物は、必要に応じて安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備し、避難場所機能の強化を図る。</p> | 危機管理防災課 ・産業振興課 ・施設所管課 |
| 福祉避難所の指定及び整備 | <p>福祉避難所は、強固な構造及びバリアフリーの建物を利用する。</p> <p>自宅や避難場所で生活している高齢者や障がい者等に対し、介護等の必要な支援を行うため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、看板を整備する。</p> <p>災害時要援護者に配慮した食料や介護、衛生、育児用品等の資機（器）材について、防災倉庫等への備蓄を図るとともに、災害時相互応援協定を締結している関係機関との協力等により必要な物資を確保できる環境の整備に努める。また、災害時要援護者の避難生活を支援するために必要となる人材の確保に努める。</p> | 危機管理防災課 ・地域福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課 |
| 避難場所等の周知 | 避難場所及び福祉避難所等に標識板を設置するとともに、地図等により市民へのPRを行う。 | 危機管理防災課 |
| 避難ルートを選定・安全化 | <p>広域避難対象地域からの各避難場所等に通じる避難推奨ルートの周知に努める。</p> <p>選定・整備・改良、道路沿いの各種施設における安全性の向上に努める。</p> | 道路課 ・大根地域振興課 |
| 帰宅困難者の一時滞在施設の確保 | 帰宅困難者を一時的に滞在させるため、避難場所を活用するとともに、その他の公共施設や民間事業所についても滞在施設として確保するよう努める。 | 危機管理防災課 ・産業振興課 |

| | | |
|---------------|--|----------------|
| 応急仮設住宅建設用地の選定 | 応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況等を考慮し、選定する。 | 建築課 ・まちづくり課 |
| 災害時無料公衆電話の整備 | 家族や知人などの安否を確認する手段として、震災時避難場所等への特設公衆電話の整備を行う。なお、平時において、定期試験を実施する。 | 危機管理防災課 |
| 非常用発電機の充実 | 停電対策として、避難場所等における非常用発電設備として発電機の充実を図るとともに、県や災害時協定事業者との協力を要請する。 | 総務課 ・施設所管課 |

2 防災活動拠点の充実

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------------|---|-----------------------------|
| オープンスペースの確保 | 救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を行うためのオープンスペースの確保に努めるとともに、震災時の使用に係るマニュアル等を作成する。 | 危機管理防災課 ・まちづくり課 |
| ヘリポートの指定及び維持管理 | 救出救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプターの離発着可能地点として指定されている施設の維持管理を行う。 | 危機管理防災課 ・加須消防署 ・施設所管課 |
| 施設の停電対策 | 震災時の非常用発電設備等の各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定を締結する。 | 危機管理防災課 |
| | 非常用発電設備として発電機を配置するとともに、停電時に利用が可能な燃料電池や蓄電池の導入を推進する。 | 総務課 ・施設所管課 |
| 情報システムの安定運用管理 | 非常用電源の増強や重要情報の確実なバックアップなど、緊急事態発生時における具体的な対応の強化を図り、迅速なシステムの復旧と安定的な稼働を確保する。 | 業務改善課 |

3 防災資機（器）材等の準備及び備蓄

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|--|-----------------------------|
| 備蓄場所及び備蓄倉庫の整備 | 食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため、震災時避難場所である市内各小学校（北川辺地域のみ中学校を含む。）に備蓄場所を設け、分散備蓄を推進する。また、広域的な物資輸送道路に面した地域や市街地の地域特性等を考慮し、防災活動拠点の充実と併せて総合的に備蓄場所を確保・整備する。 | 危機管理防災課 ・教育総務課 ・学校教育課 |
| 備蓄品台帳の整備 | 避難場所等における食料や日用品等の必要物資を管理するため、備蓄品台帳を整備し、常に備蓄状況を確認・管理する。 | 危機管理防災課 |
| 飲料水・生活用水の供給対策 | <p>応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水タンク（車）・ポリタンク等の運搬用給水機材や発電機及び緊急時給水装置等をすぐに使用できるよう、平常時より保守点検を行う。</p> <p>また、震災発生時の応急給水用の飲料水として、被害想定に基づき概ね1人1本のペットボトルを計画的に備蓄する。</p> | 危機管理防災課 ・水道課 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | <p>市の「公共施設における災害対応型自動販売機の設置方針」に基づき、公共施設においては、震災時に飲料水が無料で提供できる「災害対応型自動販売機」を設置する。</p> <p>また、各事業者に対して災害対応型自動販売機の設置を推進する。</p> | |
| | <p>受水槽及び給水車又はそれに変わる飲料水等の給水や輸送手段を有する他自治体や事業者等に対して災害対策用応急給水協定の締結に努める。また各学校の受水槽は停電時の活用を踏まえ改良工事し平時からの備えとする。</p> | |
| 食料の備蓄・調達 | <p>主食類の備蓄目標数については、被害想定に基づく避難者数及び帰宅困難者数の、前者は3日分の、後者は1日分の、それぞれ3食分の、アルファ米、おかゆ、ビスケット、粉ミルク等の備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄や保存に適さない、弁当、おにぎり等加工食品や野菜等の調達については、大規模小売店やスーパー等と食料の確保に関する協定締結に努め緊急時の対応に備える。市で食料を備蓄するほか、市民や市内の事業所等においても食料を備蓄するよう促進に努める。</p> | <p>観光振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 ・産業振興課 ・農業振興課 ・子育て支援課 |
| 生活必需品、感染対策品等の確保 | <p>毛布、タオル、避難場所用マットや生活必需品やマスクや消毒液等の感染症対策品等を計画に基づき備蓄する。</p> <p>また、大規模小売店やスーパー等との生活必需品の確保に関する協定締結を推進する。</p> | <p>危機管理防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 |
| 医薬品・医療資機(器)材の確保 | <p>加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会と協議し、医薬品・医療資機(器)材の備蓄に努める。</p> | <p>健康医療推進課</p> |
| 福祉資機(器)材の整備 | <p>福祉避難スペースや福祉避難所など、災害時要援護者の避難場所生活に対応した各種の資機材等を整備する。災害用トイレやコミュニケーション支援ボード、障害種別・支援種別ごとのビブス(バンドナ)等を常備する。</p> <p>※ 災害ボランティアセンターも同様</p> | <p>地域福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 ・障がい者福祉課 |
| トイレの備蓄・整備 | <p>携帯トイレ、簡易トイレ等の災害用トイレを備蓄する。</p> <p>事業所、家庭及びマンション管理者に、当面の目標として3日分の災害用トイレの備蓄を促進する。</p> | <p>下水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 |
| ライフライン復旧までの代替エネルギーの確保 | <p>避難場所生活の長期化等に伴うエネルギー確保のため、(社)埼玉県エルピーガス協会支部や事業者等との供給協定の締結を推進する。</p> | <p>観光振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 |

4 緊急輸送道路及び沿線の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------|---|------------|
| 緊急輸送道路の整備 | <p>緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、通常パトロール、異常気象時等パトロールを行い災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。</p> | <p>道路課</p> |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| | <p>市は県と連携し、指定された緊急輸送道路の沿線地域における建築物の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。</p> <p>また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や甚大な被害が懸念される箇所の調査を行う。</p> | <p>道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水課 ・建築課 |
| <p>応援体制の整備及び啓開資機材の整備</p> | <p>災害の発生後に建築業者等から応急復旧作業の協力が得られるよう、応援体制を整備する。</p> | <p>建築課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路課 |
| | <p>市は、啓開資機材を整理する。また、各地域の防災協力建設安全協議会等との連絡を密にして使用できる建設機械等の把握をする。</p> <p>*道路啓開とは、とにかく通れるようガレキ等を処理し、簡易な段差修正などにより救援ルートを開けることを言う。</p> | <p>道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水課 |

第3 実践的な防災活動の実施

1 消防体制の充実

| 施策 | 内容 | 担当 |
|--------------------|---|---|
| <p>消防活動体制の整備強化</p> | <p>平常時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、被害の態様に即した各種の災害消防計画を策定し、有事即応体制を確立する。</p> | <p>加須消防署</p> |
| | <p>各種の災害に対応するため、消火活動、救急救助活動に有効な特殊車両、各種装備、資機（器）材や救助部隊の充実強化など、消防力を計画的に整備する。</p> | |
| <p>情報通信体制の整備強化</p> | <p>高機能の消防指令設備を計画的に整備するとともに、通信体制の強化を図る。</p> | <p>加須消防署</p> |
| <p>消防水利の整備</p> | <p>加須消防署との連携を図りつつ、震災対策上重要な地域を中心に、消火栓、防火水槽の消防水利の維持管理に努める。また、一定以上の宅地開発の場合には、消火栓や防火水槽を設置するよう指導する。</p> | <p>危機管理防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加須消防署 |
| <p>消防団の強化</p> | <p>消防団員は、事業所職員等が消防団に入団するように促すことで、消防団員の安定確保に努めるとともに、無線通信訓練や加須消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。</p> | <p>危機管理防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水課 |
| | <p>老朽化した消防団詰所の建替、修繕等を適時実施する。</p> <p>消防ポンプ車の適正管理及び適時入れ替え、並びに消防資機（器）材・救助資機（器）材の整備、携帯通信機器の充実を計画的に推進し、「消防団の装備の基準」に基づき、装備の整備・充実を進める。</p> | |
| <p>市民・事業者等との連携</p> | <p>自主防災組織と事業者の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。</p> | <p>危機管理防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加須消防署 |

2 救助・救急・医療体制の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--|-----------|
| 救助体制の整備 | 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助資機（器）材を増強するなど、加須消防署における救助体制の充実を図る。 | 加須消防署 |
| 救急体制の整備 | 救急車に積載する救急用資機（器）材を整備し、傷病者搬送体制を強化する。 | |
| | 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実する。 | |
| 市民の自主救出・救護能力の向上 | 現場での救命効果向上を図るため、救急資機（器）材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資機（器）材を整備する。 | 危機管理防災課 |
| | 地域住民が救出・救護知識及び技術を習得するための教育訓練を計画的に行う。 自主防災組織及び市民、事業者の防火管理者や自衛消防隊員、災害ボランティア等に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及・訓練を推進する。 | |
| 医療体制の整備 | 応急手当用資機（器）材、自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図る。 | 危機管理防災課 |
| | 加須医師会や加須市歯科医師会、加須市薬剤師会との連携を密にし、医療班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施のための体制を整備する。 | |
| 避難住民の健康管理 | 関係機関と協議し、震災時の役割分担及び協力体制を整備する。 | いきいき健康長寿課 |

3 通信体制の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------|--|-------------------------|
| 防災行政無線の活用 | 円滑な情報伝達の実現のため、防災行政無線の活用を推進するとともに、通信体制の統一に向けた段階的な整備を行う。 | 危機管理防災課 ・シティプロモーション課 |
| 防災アプリ等の活用 | 防災アプリや市ホームページ、市SNS等を活用し、適時的確な情報発信を行う。 | |
| 災害時優先電話の活用 | 災害対策本部等の通信連絡体制を確保するため、災害時優先電話を活用する。 | |
| アマチュア無線の活用 | 各種通信手段の途絶に備え、アマチュア無線局との災害時協力体制を構築する。 | |
| 全国瞬時警報システムの活用 | 国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適正な運用に努める。 | |

4 輸送体制等の整備

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----------|---|------------------------|
| 資機（器）材の整備 | 平常時から震災に備え、啓開資機材を整備するとともに、防災協力建設安全協議会等を通じて使用できる建設機械の把握等を行う。 | 道路課 ・治水課 ・各農政建設課 |
| 輸送車両の確保 | 震災時の車両調達について、事前に関係団体と供給の協定を締結するなどの措置を講じる。 | 危機管理防災課 |
| | 災害応急対策に要する緊急車両等については、警察署を窓口として県公安委員会に事前届出を行う。 | 総務課 |

5 燃料の確保

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-------------|---|-------------|
| 施設及び車両の燃料確保 | 各公共施設で震災時に使用する燃料（灯油、軽油、重油）の確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として燃料補給を行う。 | 総務課 ・関係課 |
| | 震災時に物資等の輸送手段として使用する車両の燃料確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として給油する。 | 総務課 |
| | 車両燃料の確保を図るため、関係業者と「災害時における車両燃料の優先供給協定」を締結するなどの措置を講じる。 | 危機管理防災課 |

6 防災の調査・研究

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------------|--|---------|
| 被害想定調査 | 中央防災会議、県防災会議等による被害想定調査や地盤、地質データ、人口、建物などの統計資料等に基づき解析し、震災による被害予測を行う防災アセスメント調査等を実施し、被害軽減・防止、応急対策需要の検証など、防災対策の基礎資料とする。 | 危機管理防災課 |
| 避難場所・防災関連システムの導入の検討 | 国において、防災・減災に資するシステムの構築に取り組んでいることから、避難場所や物資の管理等の実際の状況を精査し、利便性または費用対効果も踏まえて導入に向けた検討をする。 | |

7 仮置場の確保

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-----|--|----------|
| 仮置場 | 道路障害物等の緊急的に除去された災害廃棄物、及び個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から排出された災害廃棄物を分別集積した後、手作業、重機作業により災害廃棄物の前処理（粗選別等）を行い、クリーンセンターや中間処理施設へ積み替える拠点とする。 | 資源リサイクル課 |